

## 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則

### (目 的)

第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第7条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関し、必要な事項を定める。

### (内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条 内国株券（内国法人の発行する株券をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

- (1) 上場後最初の約定値段が決定された（国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、主たる金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ）銘柄であるとき。
- (2) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
- (3) 特設注意市場銘柄，監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。
- (4) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。
- (5) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段又はJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第47条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄，株券上場廃止基準の取扱い1(9)f又はJASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領（以下「JQ有価証券上場規程取扱要領」という。）43(9)fに定める猶予期間内にある銘柄及び株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)bに定める期間内にあ

る銘柄以外の銘柄であるとき。

(6) 企業業績その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第3号又はJQ有価証券上場規程第15条第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券（外国株券を除き、これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、前項第5号及び第6号の各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第2項又はJQ有価証券上場規程第18条第2項の規定の適用を受けて上場される株券（有価証券上場規程第10条第2項又はJQ有価証券上場規程第18条第2項に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、第1項第2号から第6号までの各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、第1項第2号から第6号までの各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株が既に上場されているか又は新たに上場されることとなった場合は、当該新株を制度信用銘柄に選定するものとする。

（ETFに係る制度信用銘柄の選定基準）

第2条の2 本所が制度信用銘柄として適当でないと認めるETF（E

TFに関する有価証券上場規程の特例第1条の2第1号に規定するETFをいう。)以外のETFであるときは、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

- 2 前項の規定によるETFの制度信用銘柄の選定は、原則として第3条の2の規定により当該ETFが貸借銘柄に選定される見込みがある場合に行うものとする。ただし、本所が適当と認める場合はこの限りでない。

(投資証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の3 投資証券(次条に規定する不動産投資信託証券を除く。以下、第3条の3、第4条の3及び第6条の3において同じ。)が第2条第1項各号(第5号及び第6号の企業業績に係る部分を除く。)に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。この場合において、同項第2号中「第4条」とあるのは「第4条の3」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ベンチャーファンド特例第5条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する投資証券が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、第2条第1項第6号(企業業績に係る部分を除く。)の規定に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場投資法人が、制度信用銘柄である上場投資法人を吸収合併する場合における当該制度信用銘柄でない上場投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、第2条第1項第2号から第4号まで及び第6号(企業業績に係る部分を除く。)に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。この場合において、同項第2号中「第4条」とあるのは「第4条の3」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず，制度信用銘柄の発行者が発行する投資証券が新たに上場されることとなった場合は，当該投資証券を制度信用銘柄に選定するものとする。

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の4 不動産投資信託証券(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例(以下「不動産投信特例」という。)第2条第1項に規定する受益証券又は投資証券をいう。)が第2条第1項各号(第5号及び第6号の企業業績に係る部分を除く。)に適合する場合は，既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。この場合において，同項第2号中「第4条」とあるのは「第4条の4」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず，不動産投信特例第4条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する不動産投資信託証券が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては，第2条第1項第6号(企業業績に係る部分を除く。)の規定に適合する場合に，これを制度信用銘柄に選定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず，制度信用銘柄でない上場投資法人が，制度信用銘柄である上場投資法人を吸収合併する場合における当該制度信用銘柄でない上場投資証券に対する合併後最初の選定審査においては，第2条第1項第2号から第4号まで及び第6号(企業業績に係る部分を除く。)に適合する場合に，これを制度信用銘柄に選定するものとする。この場合において，同項第2号中「第4条」とあるのは「第4条の4」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず，制度信用銘柄の発行者が発行する不動産投資信託証券が新たに上場されることとなった場合は，当該不動産投資信託証券を制度信用銘柄に選定するものとする。

( E T N 信託受益証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第 2 条の 5 本所が制度信用銘柄として適当でないと認める E T N 信託受益証券 ( E T N 信託受益証券に関する有価証券上場規程の特例第 2 条第 5 号に規定する E T N 信託受益証券をいう。) 以外の E T N 信託受益証券であるときは、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

2 前項の規定による E T N 信託受益証券の制度信用銘柄の選定は、原則として第 3 条の 5 の規定により当該 E T N 信託受益証券が貸借銘柄に選定される見込みがある場合に行うものとする。ただし、本所が適当と認める場合はこの限りでない。

(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第 3 条 制度信用銘柄である内国株券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場後 6 か月間を経過している銘柄であるとき。

(2) 浮動株式数 ( 役員 ( 役員持株会を含み、取締役、会計参与 ( 会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。), 監査役、執行役 ( 理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。) をいう。), 上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社、上場株式数の 10% 以上の株式を所有する株主 ( 明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。) を除く株主が所有する株式の数をいう。) が 2,200 単位 ( 1 単位は、単元株式数 ( 会社法 ( 平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 20 号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。) を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には 1 株をいう。以下同じ。) 以上の銘柄であるとき。

(3) 株主数 ( 1 単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)

が800人以上の銘柄であるとき。

(4) 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間の本所又は国内の他の金融商品取引所のいずれかの市場における売買高等が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

a 月平均売買高（当該銘柄における該当期間における売買高合計の月割高をいう。以下同じ。）が100単位以上であるとき。

b 値付日数（当該銘柄の売買が成立した日数をいう。以下同じ。）が立会日数の80%以上であるとき。

(5) その発行者の直前事業年度における当期純利益金額（直前連結会計年度に係る連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第65条第4項により記載される「当期純利益金額」（当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社（会社以外の法人を含む。以下同じ。）でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条の5第2項に記載される「当期純利益金額」）をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結損益計算書等に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額）をいう。

- 以下同じ。) が正である銘柄であるとき。
- (6) その発行者の直前連結会計年度の末日における利益剰余金（直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に、連結財務諸表規則第43条第1項により記載される「利益剰余金」（当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に財務諸表等規則第60条により記載される「利益剰余金」）をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者が I F R S 任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額（当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額）をいう。以下同じ。) が負でない銘柄であるとき。
- (7) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
- (8) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。
- (9) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段及びJQ有価証券上場規程第47条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1(9)f及びJQ有価証券上場規程取扱要領43(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。
- (10) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。
- (11) 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(12) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(a),(b)及び(d)から(f)まで並びに同dの規定は前項第2号及び第3号に規定する浮動株式数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、2(1)dの規定中「最近の基準日等の後に」とあるのは「審査対象事業年度の末日から第4条第1項及び第4項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)d中「b又は前cに定める期間内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第4項の規定により上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、第1項第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受けて上場される株券又はJQ有価証券上場規程第15条第1号又は第3号の規定を受けて上場される株券(外国株券を除き、これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第

1 項第 2 号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 第 1 項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第 10 条第 1 項の規定の適用を受けて上場される株券又は J Q 有価証券上場規程第 18 条第 1 項の規定を受けて上場される株券（同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、第 1 項第 2 号及び第 7 号から第 12 号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

6 第 1 項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第 1 項第 2 号及び第 7 号から第 12 号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 株主数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第 6 条第 1 項第 2 号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

7 第 1 項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されていた若しくは上場されている株券（以下「他市場上場銘柄」という。）に対する上場後最初の選定審査（第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が 6 か月を超えている銘柄であるとき。

(2) 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号から第 12 号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって 6 か月間の国内の他の金融商品取引所における売買高等が次の a 及び b に

適合する銘柄であるとき。

a 月平均売買高が100単位以上であるとき。なお、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)dの規定は、この場合における売買高について準用する。この場合において、「b又は前cに定める期間内」とあるのは「上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって6か月以内」と読み替えるものとする。

b 値付日数が立会日数の80%以上であるとき。

8 第1項及び第3項の規定にかかわらず、株券等（他市場上場銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 株主数が1,600人以上の銘柄であるとき。ただし、上場会社が行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合は、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

(2) 第1項第5号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

（ETFに係る貸借銘柄の選定基準）

第3条の2 制度信用銘柄であるETFが貸付ETFの調達可能量又は売買状況等からみて、貸借銘柄として適当でないと認められるETF以外のETFである場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

（投資証券に係る貸借銘柄の選定基準）

第3条の3 制度信用銘柄である投資証券が、第3条第1項第1号、第7号、第8号及び第10号から第12号までのほか、次の各号に適合する場合には、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場投資口数数が1万単位(本所の市場における売買単位をいう。以下、この条及び第6条の3において同じ。)以上の銘柄であるとき。

(2) 投資主の数（1単位以上の投資口を所有する投資主の数をいう。以下同じ。）が、800人以上の銘柄であるとき。

(3) 原則として各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼった6か月の本所における売買高等が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

a 月平均売買高が100単位以上であるとき。

b 値付日数が立会日数の80%以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、ベンチャーファンド特例第5条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する投資証券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、第3条第1項第11号、第12号及び前項第1号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場投資法人が、貸借銘柄である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄でない上場投資法人の発行する投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、第3条第1項第7号、第8号、第10号から第12号及び本条第1項第1号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

（不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準）

第3条の4 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、第3条第1項第1号、第7号、第8号及び第10号から第12号までのほか、次の各号に適合する場合には、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場受益権口数又は上場投資口口数が1万単位（本所の市場における売買単位をいう。以下、この条及び第6条の4において同じ。）以上の銘柄であるとき。

(2) 受益者又は投資主の数（1単位以上の受益権又は投資口を所有す

る受益者又は投資主の数をいう。)が800人以上の銘柄であるとき。

(3) 原則として各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼった6か月の本所における売買高等が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

a 月平均売買高が100単位以上であるとき。

b 値付日数が立会日数の80%以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、不動産投信特例第4条第2項の規定の適用を受けて上場される不動産投資信託証券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する不動産投資信託証券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、第3条第1項第11号、第12号及び前項第1号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場投資法人が、貸借銘柄である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄でない上場投資法人の発行する投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、第3条第1項第7号、第8号、第10号から第12号及び本条第1項第1号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(E T N信託受益証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の5 制度信用銘柄であるE T N信託受益証券が貸付E T N信託受益証券の調達可能量又は売買状況等からみて、貸借銘柄として適当でないと認められるE T N信託受益証券以外のE T N信託受益証券である場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(内国株券に係る選定の時期)

第4条 第2条の規定による内国株券に係る制度信用銘柄の選定及び第

3 条の規定による貸借銘柄の選定は、毎月 1 回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して 6 か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) 有価証券上場規程第 3 条第 1 項本文又は J Q 有価証券上場規程第 4 条第 1 項本文に規定する新規上場申請者の発行する株券の第 2 条第 1 項の規定による制度信用銘柄の選定（他市場制度信用銘柄（他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引（国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。）を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。）の選定を除く。）

上場後最初の約定値段が決定された日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）

(2) 有価証券上場規程第 3 条第 1 項本文又は J Q 有価証券上場規程第 4 条第 1 項本文に規定する新規上場申請者の発行する株券の第 2 条第 1 項の規定による制度信用銘柄の選定（他市場制度信用銘柄の選定に限る。）

当該銘柄が上場された日

(3) 第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(4) 第 2 条第 4 項の規定による制度信用銘柄の選定及び第 3 条第 6 項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

(5) 第 2 条第 5 項の規定による制度信用銘柄の選定

a 新株が既に上場されている場合

当該新株の発行者が発行する株券を制度信用銘柄に選定した日

b 新株が新たに上場されることとなった場合

当該新株が上場された日

(6) 第3条第3項及び第8項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から起算して11日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日

(7) 第3条第7項の規定による貸借銘柄の選定（他市場制度信用銘柄の選定を除く。）

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日の翌日

(8) 第3条第7項の規定による貸借銘柄の選定（他市場制度信用銘柄の選定に限る。）

当該銘柄が上場された日

3 第1項に規定する制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定並びに前項第6号から第8号までに規定する貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその6か月目の月の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。）までの間にそれぞれ行うことができる。

（ETFに係る選定の時期）

第4条の2 第2条の2の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条の2の規定による貸借銘柄の選定は、本所がその都度定める日に行う。

（投資証券に係る選定の時期）

第4条の3 第2条の3の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条の3の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日に行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

- (1) ベンチャーファンド特例第3条第2項本文に規定する新規上場申請者の発行する投資証券に対する第2条の3の規定による制度信用銘柄の選定

上場後最初の約定値段が決定された日の翌日

- (2) 第2条の3第2項の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条の3第2項の規定による貸借銘柄の選定

当該投資証券が上場された日

- (3) 第2条の3第3項の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条の3第3項の規定による貸借銘柄の選定

合併により発行される投資証券が上場された日

- (4) 第2条の3第4項の規定による制度信用銘柄の選定

当該新投資証券が上場された日

- 3 第1項に規定する制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定（営業期間の末日の3日前の日並びに前項第1号に規定する制度信用銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその6か月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

（不動産投資信託証券に係る選定の時期）

第4条の4 第2条の4の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条の4の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日に行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

- (1) 不動産投信特例第3条第2項に規定する不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者の発行する不動産投資信託証券に対する第2条の4の規定による制度信用銘柄の選定

上場後最初の約定値段が決定された日の翌日

- (2) 第2条の4第2項の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条の

4 第2項の規定による貸借銘柄の選定

当該不動産投資信託証券が上場された日

(3) 第2条の4第3項の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条の

4第3項の規定による貸借銘柄の選定

合併により発行される投資証券が上場された日

(4) 第2条の4第4項の規定による制度信用銘柄の選定

当該新不動産投資信託証券が上場された日

- 3 第1項に規定する制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定並びに前項第1号に規定する制度信用銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその6か月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(ETN信託受益証券に係る選定の時期)

- 第4条の5 第2条の5の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条の5の規定による貸借銘柄の選定は、本所がその都度定める日に行う。

(制度信用銘柄の選定取消基準)

- 第5条 制度信用銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

- (1) 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼった6か月間の月間売買高（本所及び株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所に上場されている株券については、月間売買高の2か所又は3か所の合計をいう。以下同じ。）の平均が20単位未満となったとき。
- (2) 各銘柄の発行者の事業年度の末日からさかのぼって1年間における本所の売買立会における当該銘柄の日々の最終価格(最終値段(呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同

じ。)をいう。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該事業年度の末日における本所の売買立会における当該銘柄の最終価格(最終値段をいう。ただし、最終値段がない場合は、本所がその都度定める価格をいう。以下同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低いほうの価格(以下「最近の投資単位」という。)が2,000円未満となったとき。

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(4) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)dの規定は前項第1号に規定する売買高について準用する。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)d中「b又は前cに定める期間内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

(ETFに係る制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条の2 制度信用銘柄であるETFが、前条第1項第3号又は第4号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(投資証券に係る制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条の3 制度信用銘柄である投資証券が、第5条第1項第3号又は第4号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条の4 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、第5条第1項第3号又は第4号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

( E T N 信託受益証券に係る制度信用銘柄の選定取消基準)

第 5 条の 5 制度信用銘柄である E T N 信託受益証券が，第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合は，制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(内国株券に係る貸借銘柄の選定取消基準)

第 6 条 内国株券である貸借銘柄が，第 5 条第 1 項第 1 号，第 2 号又は次の各号のいずれかに該当する場合は，貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 浮動株式数が 1,100 単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 株主数が 400 人に満たない銘柄であるとき。

(3) 各銘柄の発行者の事業年度の末日において，指定証券金融会社による申込停止措置が 2 年以上継続して実施されている銘柄であるとき。

(4) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(5) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (1) a の規定は，前項第 1 号に規定する浮動株式数の取扱いについて，株券上場審査基準の取扱い 2 (1) a の (b) の規定は，前項第 1 号に規定する浮動株式数及び第 2 号に規定する株主数について，株券上場審査基準の取扱い 2 (1) a の (d) 並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (1) g の規定は，前項第 2 号に規定する株主数について，それぞれ準用する。この場合において，株券上場審査基準の取扱い 2 (1) a の (b) 中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

( E T F に係る貸借銘柄の選定取消基準)

第6条の2 ETFである貸借銘柄が、前条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(投資証券に係る貸借銘柄の選定取消基準)

第6条の3 投資証券である貸借銘柄の上場投資口口数が1万単位未満となった場合並びに第6条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定取消基準)

第6条の4 不動産投資信託証券である貸借銘柄の上場受益権口数又は上場投資口口数が1万単位未満となった場合並びに第6条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(ETN信託受益証券に係る貸借銘柄の選定取消基準)

第6条の5 ETN信託受益証券である貸借銘柄が、第6条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(選定取消基準の特例)

第7条 第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄又は貸借銘柄が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として次の各号に定める期間(以下「猶予期間」という。)において、次の各号に定める事項に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

(1) 第5条第1項第1号

各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4

か月目の月から1か年目の月までの期間において、月間売買高が20単位以上となる月が合計して4月以上とならなかったとき。

(2) 第5条第1項第2号

各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月から1か年目の月までの期間において、日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格が20日間連続して2,000円以上とならなかったとき。

(3) 第6条第1項第1号から第3号までのいずれか（第6条の2から前条までの規定の適用により、第6条第1項第3号に該当したと認められる場合を含む。）

該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間を通じてこれらの規定に該当したと認められるとき。

2 第1項第3号のうち、第6条第1項第3号に該当する貸借銘柄が、猶予期間経過後4か月目の月の末日以前に指定証券金融会社による申込停止措置が解除された場合には、猶予期間最終日に指定証券金融会社による申込停止措置が解除されたものとして取り扱うものとする。

3 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)hから1までの規定は、第6条第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。

4 J Q有価証券上場規程取扱要領43(1) d 及び e の規定は第6条第1項第1号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄（J A S D A Q内国株券に限る。）について準用する。

（選定取消しの時期）

第8条 第5条第1項第4号、第5条の2から第5条の5まで、第6条

第1項第5号又は第6条の2から第6条の5までに該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、第3項に定める場合を除き、本所がその都度定める日に行う。

2 前条第1項に規定する猶予期間を通じて第5条第1項第1号、第2号又は第6条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当したと認められる場合（第6条の2から第6条の5までの規定の適用により、第6条第1項第3号に該当したと認められる場合を含む。）の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第3項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)j及びkに定める決議を行った銘柄並びに前条第4項において準用するJQ有価証券上場規程取扱要領43(1)d及びeの規定に定める決議を行った銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、本所がその都度定める日とする。

3 第5条第1項第3号、第6条第1項第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し（第6条の2から第6条の5までの規定によるものを含む。）は、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

（制度信用銘柄再選定基準）

第8条の2 第5条の規定により制度信用銘柄の選定を取り消された銘柄が次の各号に適合する場合は、制度信用銘柄として選定するものとする。

(1) 原則として各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月からさかのぼって6か月間の本所又は国内の他の金融商品取引所のいずれかの市場における売買高等が次のa及びbに適合する銘柄であるとき

- a 月平均売買高が100単位以上であるとき。
  - b 値付日数が立会日数の80%以上であるとき。
- (2) 最近の投資単位が10,000円以上であるとき。
- (3) 第2条第1項第2号から第6号までに適合する銘柄であるとき。  
この場合において、第2号中「第4条」とあるのは「第8条の3」と読み替えるものとする。

(再選定の時期)

第8条の3 前条の規定による制度信用銘柄の再選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日に行う。

- 2 前項に規定する制度信用銘柄の再選定は、前項に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条から第3条の5までの規定による選定並びに第5条から第6条の5までの規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

- (1) 第3条第1項第2号及び第3号並びに第6条第1項第1号及び第2号

有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

- (2) 第3条第1項第5号及び第6号、第3条の3第1項第2号、第3条の4第1項第2号並びに第6条の3、第6条の4

有価証券報告書等

(3) 第3条第4項第2号

有価証券上場規程第3条第3項第1号b又はJQ有価証券上場規程第4条第3項第1号bの規定により提出される「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

(4) 第3条第8項第1号

株主数の審査のため本所が必要と認める書類

(本所が定める上場の態様)

第10条 信用取引・貸借取引規程第16条に規定する本所が別に定める態様は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国内の他の金融商品取引所に対して制度信用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請されたこと。
- (2) 株券等又は投資証券が第2条第2項又は第3条第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券等又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。
- (3) 株券等又は投資証券が第2条第4項又は第3条第3項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券等又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

付 則

- 1 この規則は、平成3年11月29日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に市場第一部銘柄であるものは、第2条の規定に基づき、信用銘柄に選定されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に貸借銘柄であるものは、第3条の規定

に基づき、貸借銘柄に選定されたものとみなす。

- 4 前項の規定により貸借銘柄に選定されたものとみなされた銘柄のうち、この規則施行の日（以下「施行日」という。）前に到来した最終の決算期において貸借取引除外銘柄の認定に関する規則第2条第1項第2号に該当していた銘柄については、当該最終の決算期の翌日から起算して1か年目の日までの期間を通じて第6条第1項第2号に該当したと認められる場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。
- 5 株券上場廃止基準の取扱い1(2)d並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)f及びiの規定は、前項に規定する期間内にある同項に規定する銘柄について準用する。
- 6 第8条第2項及び第9条第2項の規定は、付則第4項に規定する銘柄の同項に規定する期間経過後の貸借銘柄の選定取消しの時期及び資料について準用する。
- 7 第3条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)g及びhの規定は、平成3年4月1日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 8 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして第3条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定を適用する。
- 9 第6条第1項第2号並びに第7条第1項の規定は、施行日以後に到来する決算期の資料に基づく貸借銘柄の選定の取消しから適用する。

付 則

この規則は、平成5年2月28日から施行し、同日以後に改正前の第7条第1項に規定する猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条及び第6条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う株主数の審査から適用する。
- 3 施行日前に行った株主数の審査において改正前の第5条又は第6条に定める株主数に満たないこととなった銘柄（猶予期間経過後の審査を行っていないものに限る。）が、改正後の第5条又は第6条に定める株主数を満たすこととなった場合には、施行日において、改正前の第5条又は第6条に定める株主数に達したものとして取り扱う。

付 則

- 1 この規則は、平成8年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条本文の規定にかかわらず、平成7年4月1日から同年12月31日までの間に決算期を迎えた銘柄を審査対象銘柄とする信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、平成8年6月3日に行うものとする。
- 3 改正後の第4条ただし書の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日以後最初に行う信用銘柄の選定は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に新規上場された銘柄を審査対象銘柄とし、平成8年5月13日に、平成8年4月中に新規上場された銘柄を審査対象銘柄とする信用銘柄の選定は、平成8年6月3日にそれぞれ行うものとする。

付 則

この規則は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項及び第3条第2項の改正規定は、平成8年11月中に決算期を迎

えた銘柄の審査から適用する。

付 則

- 1 この規則は、平成9年5月26日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項第1号の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日前に上場した直接市場第一部上場銘柄（この改正規定施行の際、現に貸借銘柄であるものを除く。）の貸借銘柄の選定は、平成9年6月2日に行うものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 平成8年4月1日前に開始した連結会計年度に係る連結損益計算書についての改正後の第3条第1項第5号b(b)の規定の適用については、同規定中「同規則第65条第1項第3号により記載される金額」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成10年大蔵省令第8号）による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条第1項第2号から第4号までに掲げる項目の金額及び為替換算調整勘定に計上される金額」とする。

付 則

- 1 この規則は平成10年12月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に信用銘柄であるものは、改正後の第2条の規定に基づき、制度信用銘柄に選定されたものとみなす。
- 3 改正後の第4条第2項第1号の規定にかかわらず、平成10年10月1日から平成10年11月30日までの間に新規上場された銘柄を審査対象とする制度信用銘柄の選定は、平成10年12月1日に行うものとする。この場合において、第2条第1項の規定は、平成10年10月1日以降に新規上場された銘柄から適用する。

付 則

- 1 この規則は、平成11年4月20日から施行する。

- 2 この改正規則施行の日（以下「施行日」という。）前に行った株主数の審査において改正前の第6条に定める株主数に満たないこととなった銘柄（猶予期間経過後の審査を行っていないものに限る。）が、改正後の第6条に定める株主数を満たすこととなった場合には、施行日において、改正前の第6条に定める株主数に達したものとして取り扱う。

付 則

- 1 この規則は、平成11年8月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日前に開始した連結会計年度の連結損益計算書（平成10年1月1日改正付則第2項の規定の適用を受ける連結損益計算書を除く。）についての改正後の第3条第1項第5号b(b)の規定の適用については、同規定中「同規則第65条第1項第3号により記載される金額」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成10年大蔵省令第8号）による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条第1項第2号から第4号までに掲げる項目の金額」とする。

付 則

- 1 この規則は、平成11年11月10日から施行する。
- 2 本所は、他市場上場銘柄及び店頭登録銘柄の貸借銘柄の選定について、改正後の第3条第5項に適合する場合は、これを平成11年11月11日から貸借銘柄に選定する。

この場合においては、第9条の規定を準用するものとする。

付 則

この規則は、平成13年3月23日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成13年7月17日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定の適用については、平成32年6月末日までの間においては、これらの規定中「株券上場審査基準の取扱い2(6)d及びfからiまでの規定」とあるのは、「株券上場審査基準の取扱い2(6)d並びに退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱要領の特例1(2)(利益の額に係る部分に限る。)及び2の規定」とする。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の平成3年11月29日改正付則第7項及び第9項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。
- 3 改正後の第3条第1項第3号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に上場申請（予備申請を含む。）を行う新規上場申請者の株式の分布状況の審査から適用する。
- 4 改正後の第3条第1項第3号の規定は、施行日以降最初に到来する事業年度の末日に係る株式の分布状況の審査から適用する。
- 5 改正後の第6条第1項第2号bの規定は、施行日以後に審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。ただし、平成3年4月1日以後施行日の前日までの間において1株を1.5株以上に分割する株式分割（同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。）若しくは1単位の株式の数の2分の1以下への変更（上場前の株式分割又は1単位の株式の数の変更については、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行われたものに限る。）を行った又は行うことを決議した上場会社が発行者である株券については、施行日より1か年を経過した日以後に開始する事業

年度を審査対象決算期とする株主数の審査から適用するものとし、当該審査対象決算期前に到来する審査対象決算期の株主数に係る審査については、これを行わないものとする。

- 6 第1項の規定にかかわらず、この規則施行の際、現に猶予期間内にある銘柄については、施行日の前日において改正前の第6条第1項第2号bに定める株主数に達していたものとみなす。

付 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年12月18日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年2月1日から施行し、同日以降に第4条第1項、第2項第5号及び第6号並びに第4条の3第1項及び第2項第1号並びに第4条の4第1項及び第2項第1号に規定する選定の日が到来する銘柄から適用する。

付 則

この規則は、平成16年4月19日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、本所が定める日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本

証券業協会に登録されていた銘柄（当該施行日に株式会社ジャスダック証券取引所に上場された銘柄に限る。）に関する改正後の第3条第6項の適用は，日本証券業協会に登録された日を株式会社ジャスダック証券取引所における上場日と，店頭売買有価証券市場における当該銘柄の売買高及び値付状況を株式会社ジャスダック証券取引所における売買高及び値付状況とみなす。

付 則

- 1 この規則は，平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成3年11月29日改正付則第13項を削る改正規定は，この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。
- 3 平成13年3月29日改正付則第2項を削る改正規定は，施行日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

付 則

この規則は，平成17年10月1日から施行し，同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成19年12月27日から施行する。
- 2 この規則は、施行日以後に到来する上場会社の事業年度の末日の審査から適用する。

付 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年7月31日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成22年10月12日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本所の市場に上場する銘柄のうち制度信用銘柄に選定されていない銘柄（整理銘柄に指定されている銘柄（施行日において整理銘柄に指定する銘柄を含む。）を除く。）については、第2条から第2条の4までの規定にかかわらず、施行日に制度信用銘柄に選定する。
- 3 施行日の前日において、競争売買市場の上場会社が事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の初日から11か月目の末日までの間である場合には、施行日の属する事業年度の前事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日の翌日からその6か月目の月の応当日までの間において、改正後の第3条から第3条の4までの規定を適用して貸借銘柄に選定することができる。ただし、市場第一部・第二部に上場する株券等については、改正前の第3条から第3条の4までの規定を適用して選定することができるものとする。
- 4 施行日の前日において、JASDAQ又はNEOの上場会社が事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の初日から8か月目

の末日までの間である場合には、施行日の属する事業年度の前事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日の翌日からその6か月目の月の応当日までの間において、改正後の第3条から第3条の4までの規定を適用して貸借銘柄に選定することができる。

5 施行日の前日においてJASDAQ又はNEOに上場し、制度信用銘柄に選定されている上場会社が、廃止前のJASDAQ等における制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の特例第11条の適用により猶予期間内にある場合には、施行日に猶予期間から解除するものとする。

6 施行日の前日においてJASDAQ又はNEOに上場し、貸借銘柄に選定されている上場会社が、廃止前のJASDAQ等における制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の特例第11条の適用により猶予期間内にある場合に、当該猶予期間に入った日の前日の株主数が第6条第1項第2号の規定に該当しないとき、施行日に猶予期間から解除するものとする。

7 改正後の第3条から第3条の4までの規定は、施行日以後に終了する事業年度の末日に係る審査から適用する。

8 改正後の第3条の規定は、市場第一部・第二部に上場する株券等については、平成24年1月1日以後に開始する事業年度における選定から適用するものとし、それまでの間は、なお従前の例による。

9 第5条及び第6条の規定は、施行日以後に終了する事業年度の末日における選定から適用する。

10 改正後の第5条及び第6条の規定は、市場第一部・第二部に上場する株券等については、平成24年1月1日以後に開始する事業年度から適用するものとし、それまでの間は、なお従前の例による。

11 第6条第1項第3号の規定は、施行日前に指定証券金融会社による申込停止措置が施行日において解除されていない場合には、当該措置が施行日から行われたものとみなして適用する。

12 第8条の2の規定は、施行日以後、終了する事業年度の末日に係る審査から適用する。

13 前項の規定にかかわらず、第8条の2の規定は、市場第一部・第二部に上場する株券等については、平成24年1月1日以後に開始する事業年度から適用するものとする。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年10月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年5月28日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

## 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則

### (目 的)

第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第9条の規定に基づき、本所の上場有価証券の制度信用取引に係る配当請求権、株式分割による株式を受ける権利その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。

### (配当落調整額)

第2条 現物取引参加者は、制度信用取引を行っている銘柄につき剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、投資信託及び外国投資信託の受益証券の収益分配並びに投資証券及び外国投資証券の金銭の分配を含む。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合は、当該銘柄の発行者の株主（優先出資者、受益者、投資主及び預託証券の所有者を含む。以下同じ。）に交付される配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額（以下「配当落調整額」という。）の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客（以下「信用買顧客」という。）に支払い、制度信用取引に係る株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）、投資証券、外国投資証券及び外国株預託証券（外国法人の発行する株券（以下「外国株券」という。）に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）を含む。）の貸付けを受けている顧客（以下「信用売顧客」という。）から徴収する。

- 2 現物取引参加者は、外国株券（外国株預託証券及び外国株信託受益証券（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券であるものをいう。以下同じ。）を含む。）に係る制度信用取引を行っている銘柄につき株式配当その他株式の分配が行われた場合は、別表「権利処理価額算出に関する表」により算出した配当株式又は分配株式（以下「配当株式等」という。）に相当する額の金銭を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。
- 3 前項の規定による金銭の授受は、当該銘柄の発行者が配当等の交付を開始した日（以下「配当交付日」という。）以後遅滞なく行うものとする。

（予想配当落調整額の金銭の預託）

第3条 現物取引参加者は、前条の規定により信用売顧客から配当落調整額又は配当株式等に相当する額の金銭の引渡しを受けることとなった場合において必要と認めるときは、配当交付日以前において予想配当落調整額又は配当株式等に相当する額の金銭を信用売顧客から預託させることができる。

（株式分割等による株式を受ける権利等）

第4条 現物取引参加者は、制度信用取引を行っている銘柄につき、株式分割等による株式を受ける権利（株式分割（優先出資の分割、受益権の分割及び投資口の分割並びに外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）による株式（優先出資、受益権及び投資口並びに外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。）を受ける権利、株式無償割当て（外国株預託証券及び外国株信託受益証券に係るこれと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）による株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。以

下同じ。), 新株予約権 (株主に割り当てられたものに限り, 株式の割当てを受ける並びに優先出資, 権利新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。) 又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合は, 別表「権利処理価額算出に関する表」により算出した当該株式分割等による株式を受ける権利, 新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の価額 (以下「権利処理価額」という。) に相当する額の金銭を当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利, 新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の割当期日現在の信用買顧客に支払い, 信用売顧客から徴収する。

2 前項の規定により信用買顧客に支払う金銭は, 当該制度信用取引について貸し付けている買付代金から差し引き, 信用売顧客から徴収する金銭は, 当該制度信用取引の担保となっている売付代金から差し引くことにより処理するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず, 制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利 (制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類株式が付与される場合に限る。) が付与された場合 (当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日が, 当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。) で, 業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式 (自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。以下同じ。) が割り当てられたときは, 買付有価証券及び売付有価証券の数量は, 当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し, 買付価格及び売付価格は, 当該価格に当該新株式割当率に1を加えた数で除した額に調整することにより処理するものとする。この場合において, 調整後の買付価格又は売付価格に円位未満の端数が生じたときは, 新株式の買付価格又は売付価格は, 当該端数を切り捨てた価格とし, 当該株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式

の買付価格又は売付価格は、調整前の買付価格又は売付価格から当該新株式の買付価格又は売付価格に新株式割当率を乗じた額を差し引いた価格とする。

- 4 権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格又は売付価格から権利処理価額を差し引いた額及び買付価格又は売付価格に新株式割当率に1を加えた数で除した額が1円未満となるときは、これが1株（優先出資証券，投資信託受益証券，投資証券及び外国株信託受益証券の場合には1口，外国株預託証券の場合には1証券）当たり1円となるようその差額を信用買顧客に交付し，信用売顧客から徴収する。
- 5 第1項の規定にかかわらず，付与された権利の内容につき，当該権利の行使条件，譲渡性，換金可能性その他の事情を勘案して，権利の処理を行うことが適当でないと本所が認める場合は，権利の処理を行わないものとする。

（新株式等の引受け）

第5条 前条の規定にかかわらず，制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合（前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。）において，割り当てられた新株式のうち，業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位（当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄でない場合にあつては，1単位（1単位は，単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定める場合には当該単元株式数をいい，単元株式数を定めない場合には1株をいい，優先出資証券及び外国株信託受益証券にあつては1口をいい，外国株預託証券にあつては1証券をいう。）とする。以下同じ。）の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し，かつ，現物取引参加者がこれに応じるこ

とができるときは、現物取引参加者は、新株式を移転することにより処理することができるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権(譲渡制限新株予約権を除く。)が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、現物取引参加者がこれに応じることができるときは、現物取引参加者は、新株予約権を移転し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株式を移転することにより処理することができるものとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権の割当てを受ける権利(譲渡制限新株予約権に係るものを除く。)が付与された場合において、割り当てられた新株予約権について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、現物取引参加者がこれに応じることができるときは、現物取引参加者は、新株予約権を移転することにより処理することができるものとする。
- 4 前3項の規定により現物取引参加者が新株式又は新株予約権を移転することとなった場合は、現物取引参加者は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。
- 5 権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格から権利処理価格を差し引いた額及び買付価格に新株式割当率に1を加えた数で除した額が1円未満となる銘柄については、これが1株(優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券及び外国株信託受益証券の場合には1口、外国株預託証券の場合には1証券)当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払うものとする。

(引受権価額に相当する額の金銭の授受の日)

第6条 前2条の規定による引受権価額に相当する額の金銭の授受（計算上の処理を含む。）の日は、当該銘柄の権利付売買最終日における売買の決済日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とする。

（新株式等の授受の日）

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株式又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株式又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

（振替決済による新株予約権の授受）

第8条 第5条第2項の規定による新株予約権の授受は、新株予約権証券が本所に上場されている場合においては、これを振替決済により行うものとする。

（議決権その他の権利等）

第9条 本所の上場有価証券の制度信用取引においては、株主総会（投資主総会を含む。）の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等については、これを権利として処理を行わないものとする。

（権利処理の特例）

第10条 本所は、この規則に定めのない制度信用取引に係る権利の割当て又は剰余金の配当等があった場合及びこの規則に基づく権利の処理又は剰余金の配当等の調整が特に適当でないと認める場合は、当該権利処理についてその都度これを定める。

（準用規定）

第11条 第2条から前条までの規定は、先物取引等取引参加者、IPO取引参加者及びジャスダック取引参加者について準用する。この場合

において、第2条から第5条までの規定中「現物取引参加者」とあるのは「先物取引等取引参加者」、「IPO取引参加者」又は「ジャスダック取引参加者」と、それぞれ読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この規則は、本所の定める日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年1月4日から施行し、平成18年5月31日以後の日を基準日とする株式分割について適用する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第3項の規定は、同年5月31日以後の日を基準日とする株式分割又は株式無償割当てから適用する。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

別表 権利処理価額算出に関する表

- 1 貸借取引の権利処理のために大阪証券金融株式会社（以下「大証金」という。）がその銘柄について株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「割当新株式等」という。）の売入札を行う場合

$$\frac{\text{割当新株式等処分総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

- 2 貸借取引の権利処理のために大証金はその銘柄について割当新株式等の買入札を行う場合

$$\frac{\text{割当新株式等買入総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

- 3 貸借取引の権利処理のために大証金はその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合

- (1) 株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が割り当てられる場合）、新株予約権（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式を目的とする場合）又は新株予約権の割当てを受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合）

$$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \left[ \frac{\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} + \text{新株式払込} \times \text{新株式}}{1 + \text{新株式割当率}} \right]$$

(2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合）、新株予約権（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合）又は新株予約権の割当てを受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合）

a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券（以下「割当株券」という。）が国内の金融商品取引所に上場されている場合

（旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段－新株式払込額）× 新株式割当率

b 前 a 以外の場合

旧株券の権利付売買最終日の最終値段－旧株券の権利落の期日の午前立会の 1 株当たりの平均売買代金

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券（分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。）が国内の金融商品取引所に上場されている場合

分割会社株券（分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。）の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 × 新株式割当率

b 前 a 以外の場合

分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段－分割会社株券の権利落の期日の午前立会の 1 株当たりの平均売買代金

(4) 配当株式等

a 貸借取引の権利処理のために大証金はその銘柄について配当株式等の処分を行う場合

大証金が売却処分して得た額に相当する額

b 前 a 以外の場合

当該銘柄の権利付売買最終日の最終値段－当該銘柄の権利落の期日の午前立会の1株当たりの平均売買代金

(注)

- 1 落札割当新株式等の数には、大証金が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等処理した場合の当該割当新株式等の数を含むものとし、割当新株式等処分総代金及び割当新株式等買入総代金には、大証金が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等処理した場合の当該処理代金を含むものとする。
- 2 新株予約権の割当てを受ける権利の価額を算出する場合には、「新株式払込額」は、「新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の合計額の1株当たりの額」と読み替える。
- 3 旧株券及び分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段並びに旧株券又は分割会社株券の権利付売買最終日の割当株券等又は承継会社株券の最終値段については、その日に約定値段がない場合又は本所が市場情勢の推移等により終値により難いと認める場合は、本所の最終特別気配値段等を勘案して本所がその都度定める価格とする。
- 4 算出した権利処理価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、当該銘柄の売買単位の株式の数を乗じて得た金額について円位未満の端数が生じる場合には、算出した権利処理価額に売買単位の株式の数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを売買単位の株式の数で除して得た金額を権利処理価額とする。
- 5 3(2)b及び(3)b中、「午前立会の1株当たりの平均売買代金」とあるのは、旧株券又は分割会社株券に権利落の期日の午前立会

において約定値段がない場合には「午後立会の1株当たりの平均  
売買代金」と、権利落ちの期日において約定値段がない場合には  
「最終特別気配値段等」と読み替える。ただし、権利落ちの期日に  
おいて約定値段及び最終特別気配値段等がない場合には「旧株券  
の権利落ちの期日の午前立会の1株当たりの平均売買代金」及び「分  
割会社株券の権利落ちの期日の午前立会の1株当たりの平均売買代  
金」とあるのは、それぞれ「本所がその都度定める値段」とする。

6 3(2) b 及び(3) b により算出された価額が0円未満となる場合  
は、権利処理価額は0円とする。

7 本表に定めのない事項については、本所がその都度定める。